

# 長南町保育所 重要事項説明書

## 1 施設運営主体

名 称	長南町
所在地	長南町長南2110番地
電話番号	0475-46-2116
代表者氏名	長南町長 平野 貞夫

## 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	長南町立長南保育所
施設の所在地	長南町長南759番地
連絡先	電話番号 0475-46-0934 F A X 0475-46-0928
管理者	所長 永吉 佳子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	250名
開設年月日	昭和46年4月1日

## 3 施設の目的及び運営方針

長南町立長南保育所（以下「当保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

- (1) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当保育所は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 保育所における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	5,400.37㎡ ※赤道面積除く
園舎(新棟)	構造	鉄筋コンクリート造2階建て
	延べ面積	758.40㎡
園舎(旧棟A)	構造	木造瓦葺平屋建て
	延べ面積	205.36㎡
園舎(旧棟B)	構造	木造瓦葺平屋建て
	延べ面積	223.58㎡
キッズホール	構造	鉄筋コンクリート一部木造
	延べ面積	407.72㎡

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	あんず組(0歳児)
ほふく室		もも組(1歳児)
保育室	6室	ゆり組(2歳児) たんぽぽ・れんげ組(3歳児) ひまわり組(4歳児) べにばな組・さくら組(5歳児)
キッズホール	1室	
プレイルーム	2室	
調理室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	正職員	会計年度 任用職員	備考
所長	1	1		
主任保育士	2	2		
保育士	17	8	9	
管理栄養士	1	1		
調理員	4	1	3	
事務員	1		1	

保育所では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85号)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。また、変動する可能性があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：１５）
主任保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１８：３０のうちでシフト）
保育士	正規の勤務時間帯（７：００～１８：３０のうちでシフト）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）
調理員	正規の勤務時間帯（８：００～１６：４５）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育時間	保育標準時間	午前７時～午後６時（１１時間） （午前７時～午前８時と午後４時～午後６時半の利用には、申請が必要です。）
	保育短時間	午前８時～午後４時（８時間）
延長保育	保育標準時間	朝：なし
		夕：午後６時～午後６時半
	保育短時間	朝：午前７時～午前８時
		夕：午後４時～午後６時半

### （１）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を町から交付されている方の場合、午前７時から午後６時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後６時半までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、町にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

### （２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を町から交付されている方の場合、午前８時から午後４時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前７時から午前８時まで又は午後４時から午後６時半までの範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、町にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

## 8 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

全園児に完全給食を提供します。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

児童年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時20分頃	10時50分頃	14時20分頃	
1歳児	9時20分頃	10時50分頃	14時20分頃	
2歳児	9時20分頃	10時50分頃	14時20分頃	
3歳児		11時00分頃	14時20分頃	
4歳児		11時30分頃	14時20分頃	
5歳児		11時30分頃	14時20分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば栄養士にご相談ください。

## 9 連絡メールの配信について

保育所から保護者への連絡を迅速かつ正確に伝達するため、一斉メール配信を実施しています。

## 10 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）※3歳未満児

支給認定を受けた市町村に対し、町が定めた保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

保育料及び延長保育料については、口座振替をしています。振替日については、毎月月末となります。月末が土日祝祭日の場合は、翌営業日となります。

## 11 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 利用幼児が小学校に就学したとき

### (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.2 嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	長南中央医院
医 院 長 名	横山 正之
所 在 地	長南町長南 2 2 4 8 - 1
電 話 番 号	0 4 7 5 - 4 6 - 3 2 3 2

### (2) 歯科

医療機関の名称	道脇歯科医院
医 院 長 名	道脇 健一
所 在 地	長南町長南 2 5 7 8
電 話 番 号	0 4 7 5 - 4 6 - 0 0 5 8

## 1.3 保育所での薬の投与について

薬は、本来保護者の方の手で飲ませていただくものです。朝夕2回の服薬にして頂けるよう担当医にご相談ください。やむを得ず保護者に代わり保育士が与薬する場合は、「投薬依頼書」に記入していただき、その日に飲ませる1回分の薬を容器に入れ、クラス、名前を書き、薬の説明書の写しを添えて保育士にお渡しください。

## 1.4 緊急時の対応

お預かりしている利用乳幼児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。

## 1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当保育所の ご利用相談窓口	・窓口担当者	速水 実穂（主任保育士）
	・ご利用時間	8：30～17：00
	・電話番号	0475-46-0934
	FAX	0475-46-0928

## 1.6 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防 災 設 備	・自動火災報知機 有      ・誘導灯 有 ・消火器 有                ・非常放送 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避 難 場 所	当保育所（園庭）

### 1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保育所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	負傷・疾病・障害又は死亡
保険金額	240円

### 1 8 保育所におけるその他の留意事項

喫煙	保育所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、トラブル回避のため、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

### 1 9 虐待の防止のための措置

当保育所は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

### 2 0 個人情報の取り扱いについて

利用乳幼児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内においてのみ使用します。

1. 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
2. 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
3. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

## 2 1 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、尿検査（3歳以上児）
5月	こどもの日のつどい、小運動会、親の会総会、親の会役員会、内科検診 運動教室公開（5歳児）英語公開（4歳児※5月と6月のどちらか）
6月	衣替え、歯科検診、虫歯予防教室、園外保育（2歳児以上） 公開保育（0～3歳児）ミニ茶会（4、5歳児）
7月	七夕誕生会、プールあそび（4、5歳児）※B&Gプール、親の会役員会
8月	夏まつり、希望保育
9月	
10月	運動会、内科検診、芋ほり（4、5歳児）、ミニ茶会（4、5歳児）
11月	長南フェスティバル、親の会役員会、卒園遠足（5歳児）、
12月	発表会予行練習、発表会、もちつき会、クリスマス誕生会
1月	新年のつどい、記念撮影、保育参加（4、5歳児）
2月	豆まき誕生会、お店屋さんごっこ、園外保育（2歳児以上） ミニ茶会（4、5歳児）
3月	親の会役員会、ひなまつり誕生会、卒園式予行練習、卒園式

※誕生会は毎月行います。

※諸事情により、行事が変更になることもあります。

### 別表

#### 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
月額保育料等	保育料（3歳未満児）	町が定める利用者負担額 無料 無料
	（3歳以上児）	
	給食費（管外を除く）	
その他の費用	カラー帽子（全園児）	1,012円
	園児服（2～5歳）	4,840円
	体操服上（3～5歳）	2,090円
	体操服下（3～5歳）	1,670円
	防災頭巾（3～5歳）	2,700円
	防災頭巾カバー（希望者のみ）	700円
	親の会費（全園児）	800円
	絵本代（全園児）※町一部負担	200円×12カ月 ※年度初めに一括集金します